

No. 1

平成27年第1回臨時会

埼玉県後期高齢者医療
広域連合議会議案

平成27年7月27日

議 案 目 次

議案第5号	専決処分の承認を求めることについて（埼玉県後期高齢者医療広域 連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例）……………1
議案第6号	埼玉県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する 条例の制定について……………4
議案第7号	埼玉県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について……………7

議 案 第 5 号

専 決 処 分 の 承 認 を 求 め る こ と に つ い て

埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成19年広域連合条例第24号）の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、その承認を求めらる。

平成27年7月27日提出

埼玉県後期高齢者医療広域連合長 田 中 暄 二

提 案 理 由

平成27年度の保険料に関し、保険料の被保険者均等割額の軽減の判定基準を変更するため、平成27年3月4日に高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成27年政令第62号）が公布されたことに伴い、緊急に埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例を改正する必要性が生じ、平成27年3月17日に埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により、この案を提出する。

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例（別紙）

平成27年3月17日

埼玉県後期高齢者医療広域連合長 田 中 暄 二 印

埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成19年広域連合条例第24号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項第2号中「24万5千円」を「26万円」に改め、同項第3号中「45万円」を「47万円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の規定は、平成27年度以後の年度分の保険料について適用し、平成26年度分までの保険料については、なお従前の例による。

議 案 第 6 号

埼玉県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例
の制定について

埼玉県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例（平成19年広域連合条例第16号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成27年7月27日提出

埼玉県後期高齢者医療広域連合長 田 中 暄 二

提 案 理 由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の制定に伴い、同法第31条に基づき必要な規定を整備するため、埼玉県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出する。

埼玉県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例

埼玉県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例（平成19年広域連合条例第16号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の2号を加える。

(7) 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報

(8) 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された特定個人情報

第13条第1項中「保有個人情報」の次に「（特定個人情報を除く。以下次項及び第29条第1項において同じ。）」を加え、同条第4項中「保有個人情報」の次に「（情報提供等記録を除く。以下第26条第1項、第37条第1項、第38条第1項及び第39条において同じ。）」を加え、同項を同条第6項とし、同条第3項中「前項」を「第2項及び第4項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項の次に次の2項を加える。

3 実施機関は、特定個人情報について、利用目的以外の目的のために特定個人情報を自ら利用してはならない。

4 前項の規定にかかわらず、実施機関は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であると認めるときは、利用目的以外の目的のために特定個人情報（情報提供等記録を除く。以下この項において同じ。）を自ら利用することができる。ただし、特定個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

第17条第2項中「代理人（）」の次に「特定個人情報にあつては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人。」を、「場合」の次に「（特定個人情報の開示請求をする場合を除く。）」を加える。

第38条に次の1項を加える。

2 実施機関は、訂正決定に基づく情報提供等記録の全部又は一部について訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者又は情報提供者（当該訂正に係る同法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。）に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

第39条第1項第1号中「第13条第1項及び第2項」を「第13条第1項から第4項まで」に改め、「利用されているとき」の次に「、番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は同法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（同法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき」を加え、同項第2号中「提供されているとき」の次に「、又は番号法第19条の規定に違反して提供されているとき」を加える。

附 則

この条例は、平成27年10月5日から施行する。

議 案 第 7 号

埼玉県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について

埼玉県後期高齢者医療広域連合監査委員に次の者を選任することについて同意を求めらる。

- 1 住 所 埼玉県加須市町屋新田 3 2 9 番地 1
- 2 氏 名 福 島 正 夫
- 3 生年月日 昭和 2 5 年 1 月 9 日生

平成 2 7 年 7 月 2 7 日提出

埼玉県後期高齢者医療広域連合長 田 中 暄 二

提 案 理 由

埼玉県後期高齢者医療広域連合監査委員に福島正夫氏を選任することについて同意を得たいので、埼玉県後期高齢者医療広域連合規約第 1 6 条第 2 項の規定により、この案を提出する。